

# 札幌新まちづくり計画市民会議 共生・地域づくり分科会第3回会議

会 議 録

平成16年2月3日(火)午後5時30分開会  
テレビ塔ホール 2階 すずらん

## 1. 開 会

事務局（企画部長） おばんでございます。定刻でございますので第3回目の共生・地域づくり分科会を始めさせていただきたいと思っております。本日はお忙しいところ、夜分お越しいただきありがとうございます。

岩田委員からは遅れるとのご連絡がありました。

それでは先生、よろしく申し上げます。

## 2. 議 事

### （1）今後の分科会の進め方

杉岡会長 それでは第3回目の共生・地域づくり分科会を開催したいと思っております。

前回の全体会議では各分科会の議論の動向、あらましを紹介していただきました。幸いにして私どもの分科会メンバーは全員参加しており、改めて内容を紹介する必要はないと思っております。

全体を通じて議論しておかなくてはならないポイントということで、燕委員から共生について各分科会でも取り上げてほしいという提案がなされました。内田座長、小林委員からは、提言の活かし方ということで、市の各担当のスタッフの方々とも十分に意見交換をする必要もあるんじゃないかという指摘、提案もありましたので、本日と4回目も合わせて、担当部局の方々からもいろいろとご意見を出していただきたい。

今日の分科会と第4回目の分科会を通じて、市の素案に関わる部分での意見を言うことと、具体的な絞り込みが行われた分科会としての報告をまとめるという2つの柱がある。今日は伊藤先生に報告その他に関わる部分でかなり精力的にまとめていただいたものを用意していただきました。今回は分科会のこれまでの議論と合わせてどんなふうに提言に向けて議論していったらいいのかを話し合うことになると思います。最初に市の素案について流れを一通り頭に入れた上で、まとめについて議論していくことにしたいと思うんですがよろしいでしょうか。

それでは市の素案のあらましについて、すでに目を通していただいていると思っておりますが、簡単に整理していただいて、1時間程度の時間を割いて意見を出していただきます。そして、後1時間くらいで伊藤先生に用意していただいたものと、全体会議で要約させていただいたものを付け合わせながら提言について議論していきたいと思っております。

それでは事務局から素案についての解説をお願いいたします。

### （2）事務局説明（資料「ビジョン編に向けての市の素案」）

資料1「ビジョン編 構成イメージ」

事務局 配布させていただきました資料についてご説明させていただきます。

資料1でございますが、第1回分科会でもお示したビジョン編の構成イメージです。上から簡単に申しますと、基本目標、これは5つございます。この中の「健やかに暮ら

せる共生の街さっぽろ」というのがこの分科会のテーマです。続きまして、基本目標ごとに、目指すべき将来像を示す「望ましい街の姿」があり、それを達成するために取り組むべき17の「重点戦略課題」がございます。さらに重点戦略課題ごとに、「(仮称)戦略目標」、その達成に向けて踏まえるべき「現状と課題」、そして、行政、市民、企業、NPO等、まちづくりを担う主体が共に目指す数値目標となる「成果指標」、「各主体の主な役割」があり、そして行政が担うべき役割を踏まえて札幌市が今後3年間に重点的に進めるべき施策の方向性をまとめた「施策の基本方針」があるという構成でございます。

市の庁内プロジェクトでは、この構成イメージに沿ってビジョン編に向けての市の素案を検討いたしました。構成イメージのうち、「現状と課題」「施策の基本方針」のところは第1回、第2回の分科会で資料をご提示し、説明したところでございます。今日はその他残りの部分も含めて、素案全体を資料2にまとめておりますので、ご説明させていただきます。

#### 資料2「ビジョン編に向けての市の素案」

では資料2をご覧くださいと思います。

1ページは5つの基本目標ごとの「望ましい街の姿」と「重点戦略課題」をまとめたものでございます。上から2番目の網掛けとなっている「健やかに暮せる共生の街さっぽろ」が、この共生・地域づくり分科会のテーマでございます。真ん中の「望ましい街の姿」は、基本目標「健やかに暮らせる共生の街さっぽろ」とはどのような状態なのかを表したものでございます。これにつきまして、庁内プロジェクトとしては、「高齢者・障がいのある人、子育て家庭など誰もがお互いを理解し、尊重し合いながら、地域の中でふれあい、支えあって生きいきと健康に暮らしている」、また「地域の交流や支えあいを通じて、人と人のネットワークが核となって、様々な分野に市民活動の輪が広がり、課題の解決や目標の実現に向けて、個性豊かな地域づくりが進められている」、こういった状態を目指そうと考えています。そしてその「望ましい街の姿」の実現に向けて、その右側の欄に掲げております4つの重点戦略課題に取り組んでいこうということでございます。

2ページ目からは、今申し上げた4つの重点戦略課題について「(仮称)戦略目標」「現状と課題」「各主体の主な役割」「施策の基本方針」「施策」をまとめたものでございます。課題ごとに1ページです。また各ページの最後には、各重点戦略課題にかかわる1回目、2回目の分科会における主な意見や議論の内容を合わせて掲載しております。

#### 重点戦略課題：魅力あふれる地域づくりの推進

まず、2ページの「重点戦略課題：魅力あふれる地域づくりの推進」からご説明します。

重点戦略課題の取り組みを進めることによって、目指す将来像を「(仮称)戦略目標」としてまとめております。これにつきましては「地域の住民が自分たちのまちに関心を持ち、まちを良くしようという思いを高め、自然、文化、歴史など地域の特色を活かしながら、地域の課題解決や目標の実現に向け話し合い、行動することにより、個性豊かで魅力あふれるまちがつくられていく。その中で一人ひとりが我がまちに誇りと愛着を抱き、豊かさを実感していきいきと暮らしている。」こういった状態を目指すべき将来像と考えております。

続いてその下の「現状と課題」でございますが、(仮称)戦略目標を達成していくためにはどのような認識すべき現状や取り組んでいかねばならない課題が考えられるかというのを整理したものでございます。「地域が抱える課題の複雑化」という現状や「市民自らが決定し、行動できるまちづくり」といった課題があるということです。

次に、こうした現状や課題の解決のために市民、企業、行政などがそれぞれどのような役割を担い、取り組んでいくべきかについてまとめたものが、この下の「各主体の主な役割」でございます。ここではまちづくりを担う主体を「市民」「企業等」「町内会・NPO・ボランティア団体等」「行政」の4つに大きく分けて考えております。市民としては、「まちづくりに関する意識を高めていくこと、また、町内会等の地域コミュニティ活動やNPOボランティア活動に積極的に参加していくこと。」企業等としては、「まちづくり活動への参加やそれに対する支援。」町内会・NPO・ボランティア団体等としては、「各団体相互が情報を共有したり交流することによって協働意識を高め、地域におけるまちづくり活動を推進していくこと。」行政としては、「市民、まちづくりに取り組む各団体への必要な情報提供、活動支援、それと市民が地域のまちづくりに参加するための仕組みづくりに行政として協力していくこと。」こういったことを主な役割と考えています。

続きまして、右のほうに移ります。右側上段の「施策の基本方針」とその下の「施策」でございますが、今申し上げました各主体の役割のうち、行政の役割を踏まえて、札幌市として今後3年間に重点的に進めていくべき施策の方向性と、それに沿った具体的な施策をまとめたものでございます。これにつきましては、前回の分科会でご説明いたしましたので、一部のみ紹介させていただきます。「施策の基本方針」としましては「市民の主体的なまちづくり活動を様々な側面から支援する」といったことを掲げており、これらに沿って「様々な世代への市民活動に関する啓発や多様な学習機会の提供」「まちづくり活動を担う団体に対する、情報、活動の場、資金、人材育成などの面からのより効果的な支援」を進めるといったことを施策の内容としています。

次に分科会での主な議論でございますが、「住民が主体となってまちを守り育てていく活動を広げて行くべき。」また「地域の人材活用・ネットワークづくりや、活動促進のためのコーディネーターの育成」「若者や高齢者が福祉活動やボランティアに取り組むための場づくり」「地域で活動するNPOを育成するための具体的な支援策を検討すべき」地

域の情報提供・相談機能を強化していくこと、例えばよろず相談所的な域の情報提供・相談の拠点の必要性」なども指摘されておりました。それと、「年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが集い、ふれあうことのできる域の居場所づくりについて、官民協働で検討すべきではないのか。」などといった内容があったかと思えます。

#### 重点戦略課題：少子化対策の推進

次に3ページ目にいきます。「重点戦略課題：少子化対策の推進」です。

「(仮称)戦略目標」としましては「子どもを持ちたい人が、家族や職場の理解・協力、地域での様々な交流や支援の中で、安心して子どもを生み育てており、みんなが子どもたちの健やかな成長を見守っている。また、子育てをしながら、仕事や社会参加など、それぞれのライフスタイルに合った生活を実現するための環境も整っており、子育てに夢の持てるまちになっている。」こういった状態を目指していきたいと思えます。

続きまして戦略目標の達成に向けた「現状と課題」としましては、「子育てに対する職場の理解・支援の不足や保育施設の不足」、「子育て中の女性の育児不安・ストレス、子どもへの虐待の問題」など、これまで説明したところでございます。

そして、こうした課題の解決に向けて、市民の役割としては、「男女の協力による子育てを行うこと」や「地域の子どもに対する見守り・声かけ」など。また、企業・社会福祉法人・学校法人としては「子育てしながら働きやすい職場環境の整備」や「幼児保育・教育事業の実施」など。町内会・NPO・ボランティア団体としては「地域での子育て支援活動の推進」。行政としては「子育て支援サービスの提供・調整」や「児童虐待予防・防止への取り組み」などを主な役割と考えております。

右側に移りまして「施策の基本方針」としましては「市民の知恵や経験などを活かして地域の子育て支援を拡充する」といったものを掲げておりまして、この基本方針に沿って「町内会、NPO、ボランティア団体などとの連携・協働による、子育て家庭の交流、相談の場の拡充」「子育てに関わる機関や施設などの相談・支援機能の充実や相互の連携の促進」といった内容を施策の内容としております。

分科会でのこれまでの議論としましては「家庭で孤立している母親や子どもをフォローする工夫や仕組み」「子育てをしながら仕事のしやすい環境づくり」といったものが必要ではないかというものがありました。具体的には「保育所待機児童の解消、子どもが病気になったときの対応、企業による子育てへのサポート」といった内容があったと思えます。

#### 重点戦略課題：地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進

4ページに移ります。「重点戦略課題：地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」でございます。

「(仮称)戦略目標」としましては、「まちには多くの市民が関わる支えあいの仕組み

や誰もが安心して快適に行動できる環境が整っている。高齢者や障がいのある人が、自分自身に適したサービスを選択・活用し、心のふれあいや社会参加などを通じて、地域の一員としてのつながりを保ちながら、生きがいや尊厳を持って暮している。」こういった状態を目指していきたいと思います。

この目標の達成に向けての「現状と課題」としましては「地域での自立した生活へ意識が広まっている」という現状や「障がいに対する市民理解の不足」といった課題があります。

そしてこうした現状と課題の解決に向けまして、市民としては、「高齢者・障がいのある人への理解を推進していくこと、また、地域の支えあいなどの福祉活動に積極的に参加していくこと」。事業者・企業としては「介護・福祉サービスの実施」や「地域福祉活動への参加・支援」。町内会・NPO・ボランティア団体等としては「地域福祉活動への参加・支援」や「多様な介護・福祉サービスの実施」。行政としては「公共的施設のバリアフリー推進」、また、障がい者に対する「市民理解の促進」「介護・福祉サービスの充実と地域福祉活動への支援」などを役割に掲げております。

右側に移りまして「施策の基本方針」としましては「安心のための公共的施設の整備を進める」といったものを掲げており、基本方針に沿った施策としましては「地下鉄駅などへのエレベーターの設置や歩道のバリアフリー化など交通環境の整備と施設のバリアフリー化の推進」といった内容を掲げております。

分科会の主な議論としましては「障がいのある人が地域で暮らし続けることができる仕組みが必要でないか、子どもの頃から地域との関わりを保ちながら生活できる環境」が必要であろう」というご意見、「高齢者、障がいのある人、子どもなどを総合的に支える地域ケアシステムということで、そういった区分に関係なく総合的に受け入れるデイケアなどを充実する」といったことがございました。また「高齢者や障がいのある人の共生を支えるための札幌市独自の制度や取組を検討すべき」ではないか、といった意見もありました。

#### 重点戦略課題：地域での健康づくりの推進

続きまして5ページに移ります。「重点戦略課題：地域での健康づくりの推進」です。

「(仮称)戦略目標」としましては、市民一人ひとりが自らの健康に高い関心を持って暮らしている。「地域、学校、職場などの生活の場には、健康づくりを支える環境が整っており、市民が主体的に生活習慣の改善や体力の増進など、それぞれ自分に合った健康づくりを実践しています。」そういった状態を目指していこうということでございます。

この目標の達成に向けた「現状と課題」としましては「生活習慣病や要介護高齢者の増加」といった現状や「健康づくりの地域への定着・発展の促進」という課題をこれまでご説明したところでございます。

こうした現状と課題の解決に向けまして、市民としては「健康度の把握、一人一人に

自らの健康状態に関心を持ってチェックしていくという視点をもっていただくこと。」  
「地域における健康づくり活動に積極的に参加していただくこと。」また、保険医療関係団体や企業等としては、「市民に対する専門的な相談や情報提供」「職場での健康管理や健康教育・相談の実施」「地域の健康づくり活動との連携」など。町内会・NPO・ボランティア団体等としては「健康づくりに関する学習・実践の場や機会の提供」など。行政としては「市民への情報提供、普及啓発」「地域の健康づくり活動の支援」「健康づくりを支援する環境の整備」といったものを役割として考えております。

右側に移りまして「施策の基本方針」としましては、「市民の健康づくりに関する意識を高め、主体的な健康づくりを支援する」といったことを掲げておりまして、こういった基本方針に沿いまして、施策としましては「情報提供、各種検診・健康教育や介護予防事業の実施による、市民の健康づくりへの意識啓発や継続的な実践への支援」を進めるといった内容です。

「分科会での主な議論」としましては「健康づくりに関する情報提供、相談機能の充実とそれを支える組織や人材のネットワーク」「子どもの頃からの健康教育の必要性」、また「誰もが適切に医療を受けることのできる仕組みということで国民健康保険制度の問題」へのご意見などがあつたと思います。

#### 成果指標について

6ページに移りたいと思います。「成果指標」とはどのようなものかといいますと、一般的には、まちづくり計画に掲げる政策目標の実現に向けて、具体的な目標となる項目を定め、目指すべき水準を数値などを用いて定量的に分かりやすく示すものでございます。また「政策・施策の実施による成果を把握していくため指標」となるものでございます。

今回の新まちづくり計画では、成果指標を、先ほど申し上げた「望ましい街の姿」の実現に向け、行政だけの取り組みではなく、市民、企業など、みんながそれぞれの役割を担って、力を合わせて目指していく数値目標と考えております。ただ、成果指標については、現在のところ具体的に定まった設定方法、手法などが確立されている状況ではなく、他都市におきましても、試行錯誤の形で導入しているという状況でございます。より適切な指標の選定や、定期的なデータ把握の方法など、時間をかけて検証していかなければならない課題があると考えており、そういった意味で今回はまず「成果指標」という仕組みを導入するということを重視いたしまして、試行という位置付けとしたいと考えています。

指標としては17の重点戦略課題ごとに2～5項目、全部で50余りの項目を設定しております。項目の設定につきましては、できるかぎり市民の皆様に分かりやすいものを基本としながら、データの把握ができるかできないかといったことも踏まえて選定しております。目標値につきましては、部門別計画などで目標値が定められているものに

つについてはその考え方との整合性を考慮して、また今回新たに設定される指標につきましては、現状値や過去の推移などを勘案して設定しております。

「健やかに暮らせる共生の街さっぽろ」に関する指標としましては、このページの右側の表に掲載しておりますとおり13項目を設定しております。時間の都合もありますので、いくつかを簡単にご紹介したいと思います。

まず表の一番上の「町内会、NPO、ボランティアなど市民活動に参加経験のある人の割合」という指標でございますが、これは地域のまちづくりを推進していくためには、まず市民一人一人の活動へのかかわりが重要であるといった点から指標として設定したものでございます。現状値としましては、平成11年度に実施した「市政モニター調査」において、市民活動に参加している、または参加したことがあると答えた人の回答を合わせまして36%です。市民活動に関する啓発や学習機会の提供などを通じまして、平成18年度までには2人に1人を目指そうということで、50%という目標値を設定しております。

次に上から4つ目でございますが「保育所待機児童数」でございます。これは少子化対策を進める上で、子育てをしながら働きやすい環境というものが重要であるという観点から指標項目として設定したものでございます。平成15年4月1日において、市内の待機児童数は184名でございますが、これを現状値としております。認可保育所の定員増のほか、民間による保育サービスへの取り組みや、幼稚園における預かり保育の促進など、さまざまな取り組みを通じまして、平成19年4月1日までに待機児童の解消を目指すというものでございます。

次にその4つ下の指標でございますが「障がいのある人に対する市民の理解が深まっていると感じる障がいのある人の割合」、すなわち、障がいの当事者が感じる市民理解度という指標でございます。現状値は平成13年に実施した「保健福祉に関するアンケート調査」の結果でございますが、市民の理解が深まっている、あるいはまあまあ深まっていると回答した方の割合を現状値としまして、それぞれ障がいの種別で3区分で表示しております。目標値につきましては「身体障がいのある人」「精神障がいのある人」については、現状値から10%程度のアップという形で50%程度、また「知的障がいのある人」につきましては、若干現状値が低いことから40%を目指そうということで設定しております。

最後に下から4番目の「意識的に運動している人の割合」という指標でございます。健康づくりの推進において運動というものが大きな要素の1つになるとという観点から、市民の意識的な運動に対する取り組みを指標項目として設定したものでございます。現状値は平成12年に実施した「健康づくり基本計画に関する市民意識調査」の結果でございますが、男性で48.2%、女性で42.3%、これを現状値としております。18年度の目標値は、男性52%、女性46%としておりまして、これは健康づくり基本計画「健康さっぽろ21」に掲げる平成24年度の目標値、男性58%、女性52%を見



据えた数値です。

以上、素案についてのご説明でございました。

### (3) 意見交換

杉岡会長 復習を兼ねてひととおり整理をしていただきました。

それでは、全体、各部分問わず、残り30分くらいで主要な問題について、議論していただきたいと思うのですが、それでは燕さんから気が付いたことを。

燕委員 全体会議で、共生を共生の分科会だけで話すのはとても虚しいと言ったのですが、この分科会においても、この、要点項目の中に、共生という視点があるのか疑問に思いました。たとえば「魅力あふれる地域づくりの推進」の「現状と課題」ですけれども「市民自らが決定し、行動できるまちづくり」と2つ目にあるんですけれども、詳しくは言いませんが、ここで「あれ」と思ったので、皆さんに共生と言う意味でどうなのかを考えてほしいと思います。

あと「少子化対策の推進」のところでは「子育て」とひとくくりにされているんですけれども、障がいがある子どもの子育てについてはどうなのか、障がいを持つ子の親の就労支援についてはどうなのかというところが、またクエスチョンでした。それから3つ目の「地域での高齢者・障害者の自立支援の促進」では「現状と課題」に、やはり高齢者や障がいのある人が自分自身に適したサービスを選択、活用できていないという現状を入れなければいけません。「障がいの種別・程度に応じた保健福祉施策や相談支援体制の充実」「市民理解の不足」しかなく、現状をちゃんと認識している言葉になっていないんじゃないかと思いました。

それから「地域での健康づくりの推進」についていえば、健康づくりセンター等の話を聞きましたけれども、ここもバリアフリーになっているのかなというところが疑問に感じました。

以上です。

杉岡会長 これに関連して、何か市の担当の方からコメントがあれば。

事務局（区政課区政推進係長）今おっしゃっていただきました「魅力あふれる地域づくりの推進」についてですけれども、現状と課題で「市民自らが決定し、行動できるまちづくり」というところで「共生」に関してどこが欠けているのでしょうか。地域が抱える課題が複雑化して、画一的と言えば言葉が過ぎますけれども、行政ではなかなか対応できないのでこれが課題になってくるという意識で書いているんですけれども。

燕委員 分かりました。それは課題ということですが、現状はどうですか。

事務局（区政課区政推進係長）現状は上の丸の「地域が抱える課題の複雑化」だとお考えになっていただければと思います。

燕委員 では、ここの「現状と課題」というところは何が現状で何が課題であるのか分かりづらいですね。全部に共通するのではないかと思いますけれど。

分かりました。では「市民自らが決定し、行動できるまちづくり」の中に、障がい者、高齢者も入っているということですね。

では少子化対策のところでは、私が例として挙げた障がい児保育、保育所はどうか。あと学童保育所の障がい児保育が、道とかなり差があったんですね。道とくらべるのは何ともいかんしがたいですけど。そういうところではどうなんでしょうか。障がい児の子育てという視点ではどうなのでしょう。

杉岡会長 それが含まれなければ含まれるようにするのですが、それを個別的に入れるのか、それをまとめて受けとめて、具体的な施策に結びつくような形にするのかどうか。その辺については、児童の担当はどこですか。

事務局（児童企画課長） 児童企画課です。

杉岡会長 今のことは、理解の仕方はどうですか。

事務局（児童企画課長） 障がい児の保育所の対応ということ言えば、基本的には168の認可保育所があるのですが、そこに限って言えば、中度、軽度の障がい児は全園で受け入れ可能という形です。当然、「保育園に欠けている」という条件はあるんですが。直近の数字はありませんけれども、14年度については、159名の障がい児が通っており、一保育園について1名から2名となっています。

燕委員 中度から軽度というのは、国の基準で中度から軽度ですね。

事務局（児童企画課長） そうですね。

燕委員 重度はどうなんでしょうか。

事務局（児童企画課長） 障がい児保育認定審査会というシステムがございまして、その保育園の体制で受け入れが可能かどうかということその中で判定させていただいています。

燕委員 支援の充実があれば受け入れ体制が広まるということもありますよね。

事務局（児童企画課長） そうですね。当然、保育所には専門の保育士さんも経験された方もいらっしゃいますし、保育士さんの雇用に対する補助を障がい児保育を実施している園には出すようにして対応しています。

燕委員 ポイントを絞って申し訳ないけれども、中度、軽度を受け入れる体制の補助であれば、例えば障がいの重い方は補助がないという理由で断られるのでしょうか。

事務局（児童企画課長） いや、補助がないという理由ではないです。

燕委員 ないですね。それとも必要な生活ができるということで、重度の方の受け入れが決定すれば、それに見合った……。

事務局（児童企画課長） 私は専門ではないんですけども、その審査委員会の中で、この子は保育所の方が望ましい、保育所の中で生活ができるという判定をさせていただいているということです。

燕委員 分かりました。その判定には当事者が入っていませんね。

事務局（児童企画課長） 入っておりません。

燕委員 学童保育について、児童クラブ、学校施設方式、民間学童保育所に対する障がい児受け入れに関する助成はどうでしょうか。

事務局（少年活動課長） 今のご質問でございますが、障がいのある児童については、放課後児童健全育成事業においては、民間施設方式の育成会は5年生、私どもの行っております児童会館、およびミニ児童会館の児童クラブ、および学校施設方式の育成会につきましては4年生までということでございます。これにつきましては、新年度予算に向けて、さらに充実してまいりたいと予算要求をしているところでございます。

燕委員 それでは質問なんですけど、障がい児で言えば、保育に欠ける年齢は何歳までだと判断しますか。

事務局（少年活動課長） 現在、私どもでは、原則として、小学校6年生までは受け入れたいと考えています。障がい児だけ何年生まで保育に欠けるという認識ではなくて、小学校6年生までは受け入れたいと考えています。

燕委員 分かりました。実状としては、6年生だからといって一人で留守番できる、一人で生活できる障がい児はよほど軽いほうです。中度、重度になれば支援が必要だというところでは、親の就労ができないという現状があります。先ほどの保育園と同じなんですけれど、障がい児の学童保育の充実については、ぜひ施策の中に、どんな形であれ反映していただきたいと思います。

杉岡会長 現状と課題にかかわる表現の仕方を含めて、ここでは分科会としての意見をまとめるというふうに考えることになります。そればかりやっていると時間がなくなるので、ほかのところも踏まえなければいけないと思うのですが、黒田委員はどうですか。

黒田委員 重点戦略課題の「各主体の主な役割」に市民、企業等、町内会、行政とありますよね。地域には大学もあると思うのです。ここに大学を入れていただきたい。

杉岡会長 大学は企業のところに入れたらいいのかと。

黒田委員 具体的に入っていないので、やはり大学も地域では大事です。いろんな面で、地域の住民の方と接点もありますし、東京では早稲田大学も大いにそういう活動をしています。

杉岡会長 企業の中に大学も入れるのであれば「企業・大学等」と言っていたほうが私も助かるのですが。なかなか大学の関係者は自覚が足りないんですね。今、学のキーワードは社会貢献になってきていますので、それに対応ということ。

札幌市に大学は10以上あります。かなり数が多いので、そこに所属する学生や関係者も膨大な数になる。大学の社会貢献も企業の社会貢献も同じレベルで考えなければならない。ここに「大学」という言葉も入れるということ意見を意見としたい。

柴川さん、何かお願いします。

柴川委員 それで、市の素案の4ページの「施策の基本方針」のところに「心のバリアフリーが広がるように努める」というとても大事なことが書かれていますが、それを施策に結びつけてどこに重点が置かれていくのでしょうか。「街のバリアフリー化など」と

いうところでは、歩道とかエレベーター、交通機関のバリアフリー化となっていますが、「心のバリアフリー」ということでは、主に具体的にどんなことが考えられているのか。事務局(障害福祉課長) 心のバリアフリーの部分は、ハードのバリアフリーと違って、全般的にかかることです。主に「高齢者・障がいがある人の地域生活支援の充実」「高齢者・障がいのある人の社会参加の促進」です。サービスを提供する部分、「安心して住み続けることのできる」という部分、社会参加の促進、福祉教育、障がいのある人の意見を市政に反映する仕組みという部分で、フレーズとして大きく明文化してはいませんが、これらが「心のバリアフリー」を反映していると考えています。

杉岡会長 あとは強いて言えば「魅力あふれる地域づくりの推進」のところに、心のバリアフリーを位置付けるようなことになると思うんですけどね。具体的な施策のところで、心のバリアフリーに関わるものが、市民、あるいは行政の関係者に見えるような形にしていくということ、意見としてコメントしておきます。

岩田委員 少子化の「現状と課題」について少し。これは札幌市だけではなく全国での調査の結果なんですけど、子育てに負担感があり産み控えをしてしまう、子どもを産みたいのに産めないという原因で一番に挙げられるのが、経済的な負担が大きいということです。それがどのアンケートでも出てくるので、子育て家庭の経済的、精神的・肉体的負担という部分を「現状と課題」に加えたほうがいいかなと感じました。「育児不安・ストレス」という素案のままだと、心理的なレベルだけであり、それでは、相談ということで対応していけばいいのかと思われても困りますので。ただ「経済的に」と言うと、どこまで「経済的」という部分が軽減できるか分からないんですが、北海道は一番子育て家庭の経済的な負担が大きいということもあるので、この部分を見据えてほしいと思います。

また、次世代育成支援対策推進協議会でも言いましたが、男女共同参画で「お父さんも、お母さんも子育てを」というときにも「父母」というように父性が先に来ます。用語的な問題ですが、子の部分だけはお母さん、母性が先に育たなければいけないというイメージがあります。細かいことですが。

あと施策の部分について言うと、先ほどの障がい持つお子さんのことを含めて、どのように文章にしていっていいのでしょうか。障がいを持つお子さんのことも考えたいし、次世代育成支援対策推進協議会だと、働いているお母さんと専業主婦のお母さんという構図で議論されています。それだけでは不十分であって、障がい児を持つ子育て家庭もあるだろうし、母子家庭、父子家庭といった片親家庭もあります。それを全部併記したほうがいいのか、それともそれらを含める形で書いたほうがいいのか。そういった作文の部分は、ある一定のモデル的な家庭や家族だけを支援するというのではなくて、あらゆる家庭を支援していくというふうにしたらいかなと思いました。

また、「広報の周知」ということをどこかに入れてほしい。次世代育成支援対策推進協議会で、札幌市が「子育てガイド」というすごくいいガイドをつくっていることを知り

ました。札幌市の社会資源が全部リストアップされていて、柴川さんのところの公園も「出かけやすい公園」ということで地図に落とされています。私は全部見たわけではなかったのですが、今日たまたまうちの学生が子育てのことで卒論を書きたいということもあって、子育て支援担当課に電話し「どこでもらえるのでしょうか」と聞くと、担当課に来てもらうか、区役所、中央区の保健センターで配布しているということでした。逆に私が「札幌駅の近くでもらえるところはないですか」と聞いたら、そこには置いていないということがあったので、せっかくこんないいものができているので、もっと、お母さんに身近なところでもらえるといのかなと思いました。これはこういった形で配布しているのですか。

事務局（児童企画課長） これは約2万部を作成して、今おっしゃった区役所とか保育所、子ども関連の方、お母さんが集まりやすいところに配布し、足りなくなったらまた送るという形をとっています。

岩田委員 特に「分科会での主な議論」にある「孤立している母親」ということを考えると、スーパーマーケットがいいのか分かりませんが、そういう公的なところに出ないお母さんにも「資源が札幌にはいっぱいあるんですよ」ということを知らせる、または、冊子にしても配布できるといいなと思いました。

事務局（児童企画課長） その前にも小さなものはあったかもしれませんが、これは平成13年からつくっています。われわれも活用の仕方、効果的な配布の仕方を考えていきたいと思います。

杉岡会長 子育てに従事している人の概数はどのくらいなんですか。

事務局（児童企画課長） 子育てが何歳までというのは難しいですが、例えば0歳児から5歳児、いわゆる就学前児童というお子さんは、今、9万人いらっしゃいます。そのうちの16～17%が保育所で、30%が幼稚園、約50%が在家庭です。

児童福祉法が改正されましたが、その「すべての子育て家庭に対する支援」という趣旨もありますので、このガイドが欲しい人に渡るようなルートについては研究していきたい。

杉岡会長 それは男性にも読んでいただかねばならない。

主として話題として出たのが、共生というところで、障がい児にかかわるサポートということ、それが素案では内容的に包括されていることだとしても、多少それが分かるような表現をとってほしいということがありました。

2つ目は、心のバリアフリーに関して、どこでどういう取り組みをしていくのか、ある程度分かるようにしておかなければならない。「現状と課題」あたりかどこかに組み入れてもらいたいと思います。施策の基本方針が具体化するような形にしたい。

それから子育てに関しては、経済的な負担が非常に大きな問題になっていることがあります。施設の利用、サービスの利用ということに落ちつくと思いますが、現状として、経済的な負担が子育て家庭にとっては大きな問題だということを入れておきましょう。

それから各主体の役割のところでは「企業等」というだけではなくて「企業・大学等」というように必要に応じて入れる。社会福祉法人とか学校法人が入っているところもありますので、大体のところでは問題ないと思います。

先ほどの岩田先生のご発言では、障がい者の扱いのところはできるだけ分かりやすい表現をしていこうということが指摘の中心になっているところだと思います。

私のほうから指摘すると、全体を通じて、地域づくり、あるいは共生のまちづくりを基本に置くということになりますと、市民のまちづくりに対する活動すべてにわたっていろんな形で取り組まなければならないということになります。それは、個別的に市民の主体的なまちづくり活動に対して支援するというよりは、各分野にわたって支援をしていくということで、何か共通の位置付けが与えられるようなもっと大きな視野が必要です。そういう意味では、基本目標の「健やかに暮らせる共生の街さっぽろ」の、市民の主体的なまちづくりが全体として発展していくところに注目したい。ばらばらにやるのではなく、市民の主体的なまちづくり活動については、メニューごとにあっちの部署に行く、こっちに行くということではなく、一つのセクション、総合的な窓口で対応できるようになっていかないと、成果も見えにくいということもあります。そのへんをどこかで考えていけばよろしいのではないかと指摘しておきたい。

事務局の方から補足的に何かありますか。

事務局（調整課調整担当係長） 特にありません。

杉岡会長 委員の方はいいですか。

燕委員 最後の6ページのところの成果指標ですが、この項目はどの部署がどのように決めたのですか。この項目で成果が分かるのでしょうか。

杉岡会長 これは、例示というわけではないのですか。これは目標として追跡されるものですか。

事務局（調整課調整担当係長） 「健やかに暮らせる共生の街さっぽろ」という基本目標にかかる4つの重点戦略課題それぞれに関して設けている指標です。各重点戦略課題に関するすべての成果を表すものではなく、各課題の一定の側面を表すものということで設定させていただいています。

燕委員 意見を言って追加できるものなのですか。

事務局（調整課調整担当係長） 現状値を把握できるのかということもございまして、可能かどうかを私どもで検討させていただくことになります。

燕委員 2つほど意見します。上から3つ目の「子育てしやすい街だと思ふ人の割合」というのは、やはり、障がいのない子を育てる場合とある子を育てる場合では大きく数字が違うことが予測されますので、ここはひとくりにすると分からなくなります。

あと「地域での高齢者・障がい者の自立支援の促進」のところの該当する項目はどれになるんでしょう。「介護サービスを受けながら、在宅で生涯を全うできた人の割合」「障がいのある人に対する市民の理解」、「週に2日以上外出する高齢者・障がいがある人の

割合」ですか。あと、「ボランティアの登録者数」もそうですか。

事務局（調整課調整担当係長） 地域の社会福祉活動ということで、それを測る尺度として実際に地域の社会福祉活動に参加している人数をとらえることは難しいものですから、ボランティアの登録者数を一つの目印として増やしていこうと考えています。

燕委員 そうすると、指標項目はやはり不足しているのではないのでしょうか。どういうことかという、障がいのある人に対する市民の理解度が深まるということと、障がいのある人の自立支援が促進されたかということはどう関係するのか。それよりも、障がいのある人が地域で暮らせると感じられる値を入れてほしい。

それから「週に2日以上外出する高齢者・身体障がいのある人の割合」とありますが、高齢者と障がい者をこういう週2日以上という目安でひとくくりにできるのか。

杉岡会長 このことについては、今の時点で現状値をどのようにとればいいのか、また、とれるのかということが関係する。補足してもらえますか。

事務局（調整課調整担当係長） 確かに燕委員が言われたように、もっと、こういった指標があったほうがいいだろうというご意見はあろうかと思いますが、実際のところ、先ほど申しましたとおり、公的に導入するのはこれが初めてです。今回、計画に基づき事前に準備をして、指標の現状値をとるといった取り組みにまでいってないものですから、各部局でこれまでに実施したアンケート調査や、事業の実施の中で把握できるデータを使って指標を設定したということです。

杉岡会長 前に伊藤先生が出されましたが、市外で生活している障がい者数については数値が出ていますよね。それを5%減らすとかそういうことはどうですか。

事務局（障害福祉課長） その部分は、この成果指標をつくるときに指標としてイメージしたものではないですから。市外の施設等で入所等の生活をされている方たちが市内で地域生活が送られるような、そういう指標が可能かどうかということだろうと思います。そこまでの指標のたどりかたを私どもはしておりませんので、ここには掲載していません。

伊藤副会長 目標値の達成の確認は。

事務局（調整課調整担当係長） 事業の実施に伴って実績データとして出てくるものはいいのですが、その他調査等が必要なものについては、目標年次付近で調査等を実施して検証していくことは必要です。

杉岡会長 何かを感じている人の割合というのは調査が予定されているのか。

事務局（調整課調整担当係長） 目標として掲げた以上は、何らかの方法で実績を把握していくことになります。

伊藤副会長 この目標値については検討し出すときりがないので、どうぞこれでなさってくださいと。ただ、「介護サービスを受けながら、在宅で生涯を全うできた人の割合」を8.5%から14%にするという目標があるが、実際は減るのを抑えるというのが精一杯ではないのかと思う。

また、在宅をどう考えるかも問題です。例えば亡くなるまで何か月をもって在宅とするなど、いろんな取り方があると思いますが。

杉岡会長 在宅でサービスを受けながら生涯を全うできた人の割合はどうやって取るのですか。

事務局（調整課調整担当係長） 介護保険の被保険者である65歳以上の高齢者に対する介護給付の実績から出します。ある時点で亡くなられた方の中で、介護保険の在宅サービスを受給されていた方が何人いらっしゃったかという割合です。

杉岡会長 サービスを利用したあと病院で亡くなられるということもありますよね。

事務局（調整課調整担当係長） 亡くなられた前月に在宅サービスを使われていたかどうかという形でデータを取っています。

伊藤副会長 なるほど。よろしいのではないかと思います。

杉岡会長 現在の段階で気がついた点については、後ほどでも指摘していただくことにします。

前回の全体会議用の中間報告について、もう少し違ったまとめ方をという議論がありましたが、具体的に資料を用意していただきましたので、それに関して説明をしていただきます。

伊藤副会長提出資料「共生・地域づくり分科会に関する検討・報告（試案）」説明

伊藤副会長 前回、大変ご苦勞をしてまとめられたものに異議を申し立てて、同様のものをつくらねばならないと思ってまとめてきました。A3の試案と、どうしても説明しなくてはいけないものについてはQ&A方式でまとめています。試案の表は、市の素案の重点戦略課題に対応する形になっており、分かりやすいようになっています。

初めに全体的な位置付けについてお話ししたいと思います。これを市の素案に代えてくださいというご提案ではありません。市の素案は、やはり行政の担当の方がつくりましたので多分に行政資料の色が濃く出ておりますが、市民委員が触れていないことにも幅広くバランス良く触れています。ですから、私はやはり市の素案はそれでよいとして、それに対して市民は、どうしても辛口の意見になりますが、ぜひこのようなことをつけ加えさせてくださいという意味で、素案と市民意見の両方を抱き合わせて出していきたい。そうすると、ある意味では、行政と市民の共同作業ができるのではないかということで作りました。

先ほど燕委員が大変いいことをおっしゃいましたが、市の素案は現状と課題が一緒になっています。これについては、ご説明いただいたので繰り返しません。

#### 地域づくり

最初に素案の2ページですが、どのようにして地域を行政が支援していくか、対等なパートナーシップを形成していくかがここに書かれています。それに対する市民意見を



覧いただきたい。

市民意見はここでお話しいただいたことをこういう文脈であろうと私が理解してまとめましたので、そうではないという部分もあると思うのですが、それはどんどんおしゃっていただきたい。

それに対する市民意見は、現在の札幌には先行的な実践を行っている民間組織がたくさんありますが、それらの組織には十分な支援がされていない、またその貴重な経験を生かす仕組みがないということで、それはだいたい皆さんがおしゃっていたことだと思います。

そして課題は、先行的な実践を支援し、より普遍化を早める仕組みが必要ということ。

必要な施策は、これは素案の「施策の基本方針」に対応すると思いますが、ここでの市民意見と市の素案には共通性が多い。市民はもう少し掘り下げて言っております。つまり、先行的実践については、例えば「NPOがやる仕事だから何が何でも支援してください」と言っているわけではない。それに、ここの委員の方が繰り返しおっしゃったことは「行政頼みにはしません。自分たちでやります。だけれども、あるところは支援していただく必要がある。そのときは活動を評価していただきたい」ということです。

その活動自身を支援するというに加えて、先行的実践を大変苦勞してやっている方がどこで満足感を得られるかということ、自分がやる中で培った貴重なノウハウがほかに伝達されて役に立つということです。そういう喜びもあるので、みなさん、大変経済的に苦勞されてもやっておられます。そういう意味で、必要な施策としては、活動を支援するだけでなく、体験から得られたノウハウの伝達を支援していただくということです。これは、非常に大事なことです。

そして提言としては、市民が主体となる先行的実践の評価制度をつくります。また、すぐれた先行的実践を支援できる柔軟な補助制度を提言させていただく。

ここで一枚めくって、Q & Aの質問の1ですが、非営利民間部門への支援、あるいは官と民の協働の必要性は、共通の認識になっています。すでに十分されているのではないのでしょうか。それに対する答えは、数は伸びていますし、社会の認識も大きく変わってきました。しかし、それらの組織に対する支援には改善の余地があります。非営利民間組織が多くて活動も多彩ですから、一括の支援はできません。NPOの認証があれば補助金何十万、そういう支援は大変無駄です。それから、ニーズも違います。補助金をくださいというところもあれば、スペースだけあればいいということもある。こういうものを支援するためには、組織の活動の質を評価して、必要な部分は支援する、不要な部分は支援しないというシステム、仕組みを考えることが課題として残されている。あとは、この仕組みをつくるときに、市民参加であること、あるいは支援の内容をきちんと情報公開すること、これが必要になります。

それからもう一つ、非営利民間組織を支援する行政側のメリットとしては、一つは行政主体で行うよりも低いコストででき、それが質の高さにつながるということ。もう一

つはそこで活用された手法そのものをさまざまな形で伝達することで、さらに良いサービスが安いコストで実現できるということ。そこをきちんとなさることで行政のメリットも高いということを、補足説明として加えさせていただきました。

市の素案のほうでは大変幅広く、まんべんなく、いろいろと書いていただいていますので、こちらは言葉少なく、あまり余計なことは書かず、最低限必要なことだけを書かせていただきました。

## 少子化

次に少子化なんですが、実は少子化の議論はこの分科会の中ではあまりできませんでした。市の素案は「現状と課題」について確実な問題意識に基づいて、多彩な点をきちんと指摘されていると思いました。ここのところについては、まだまだ市民委員からの指摘が十分になかった。私はとりあえず、合計特殊出生率についてだけ、最下位なので1位になるように努力するとしました。

施策の基本方針といたしましては、出生時から学童期に至る子育て支援体制の充実ということになるのではないかと。障がいがあってもなくてもということになると思いますが、ここは燕委員の意見も聞いて補足したほうがいいと思います。また、出生時から学童期という部分は、思春期までのほうがいいのかもしれない。

いろいろお話をうかがっていますとほとんど2つのことに尽きるのですが、一つはちょっと規制を抑えてくれると十分伸び伸びと市民活動ができるということがありました。ただこれは少子化のことであるのか分からなかったものだから、岩田先生なんかがこのところを補足していただけるとありがたいと思っています。

それから、実は、私は少子化の部分はあまり得意ではないのですが、分科会の中ではっきり出てきた意見としては、必要な市の事業を検討しますということがありました。その例として、共同学童保育所のための施設の借り上げ、貸与制度を検討してほしいということ。これはちょっと唐突ですが思っていますので、ここはもう少し力を貸していただきたいと思います。

また、Q & Aを見てください。「2. 少子化対策」の「共同学童保育所とは、どのようなものですか」のところ。先ほど学校方式とか児童クラブというふうなお話がありましたけれど、それと並ぶ3方式の一つで、職業を持つ親御さんたちが子どもたちのために共同で運営しているもので、いわゆる非営利民間活動の草分けです。しかし、親御さんの経済的負担が大きくて施設費も十分ではありません。保育所というのは児童福祉法の中に位置付けられていますが、たいへんこの政策が一貫性を欠いています。その中で、やはりここは重点的にやらなければならないということで、施設の借上げ貸与を実施している自治体が増えているようです。この検討をしていただけないでしょうかということ、これも例として入れています。

## 高齢・障がい者との共生

次は「高齢者・障がい者の自立支援の促進」です。先ほどバリアフリーの問題が出てきてましたが、この辺につきましては、今回、柴川委員から随分教えていただくことができました。これも無視し難い問題です。

現状として市民委員側が挙げておりますのは「札幌市の交通バリアフリーは、かなり進みました。しかし、小・中学校、高等学校や子どもが遊ぶ公園などの生活のバリアフリーは十分ではありません」ということです。「生活バリアフリー」は「交通バリアフリー」に対して、ちょっと私がつくった言葉です。そして、やはり子どもが育つ場所のバリアフリーが必要なのではということなのです。

実は公園のバリアフリーというのは目標になっているんですけども、大きい公園のトイレはバリアフリーにされているのですが、生活圏の中の小さな公園の遊具などはバリアフリーになっていないというお話を伺いました。ですから「交通バリアフリーをさらに充実させるとともに、生活バリアフリーも進めます」。そしてこれは、改築、新築をされると思うのですが、そのときにバリアフリーの遊具なりを入れるということを最初にお決めいただければ、そんなに難しいことではない。柴川委員が前市長にその話をしたときに「いや、そんなに難しくないんじゃないですか」と前市長はおっしゃったそうです。しかし、その後あまり変わりはなかったというようにお話を伺いました。

それで次が、この間ちょっと申し上げました、共生の現状ということでお話したいと思うのですが、札幌市民は、障がい者と共生していません。知的障がい者を例にとると、札幌市の知的障がい者で在宅以外で生活をしている人のうち、5割は市外の大規模施設、3割は市内の大規模施設、また、1割は、市外の共同生活の場で暮らしています。そして、市内の共同生活の場所で暮らすことができている人は、そのうちのたった1割の人です。

そして、それに対する課題ですが、例えば今40、50歳で何十年も市外で生活している人を市内に戻してくださいとは言わないですが、札幌市で生まれ育った障がい者は札幌市で地域生活ができるようにするという、共生の基本を目指しますということ、私はやはりここできちんと言っていたきたいです。それが共生の現実的意味合いです。

そして必要な施策なんです。「『札幌市障害者保健福祉計画』のよりきめ細かい実施計画を、障がい者自身でつくります。障害者が委託した人々がその作業を手伝います」。

そして、提言は「必要な規制緩和を検討します」。「例として」のところですが「母体施設がなくても」というところを「任意団体でも」というふうに訂正したいと思います。現在は社会福祉法人、あるいは社団法人ということになっており、NPO法人は今のところ含まれないことになっています。もし間違いでしたら指摘してください。そういうことで、母体施設がなければ非常にグループホームはつくりにくくなっております。そうすると、どうしてもグループホームは施設の延長上になってしまいますし、また、数

も限られてきます。ですから、ある程度の質の基準を満たしていれば、組織の性質によってつくることを認めるといった規制緩和をしてくださるだけで、この具体的な施策は進む可能性があります。

それから、一方では「必要な市の事業を検討します。例として、よりきめの細かいケアを要する人々を対象としたホームを支援できる、柔軟な補助制度を検討します」。

次に高齢者にいきますが「札幌市は、要介護認定の高齢者が多いといわれています。一方で、痴呆性高齢者のグループホーム数は、以前お出しいただいた資料の中にございましたけれど、政令都市の中で一番多くなっていますし、高齢者住宅もたくさんできているのですが、ただ、問題は質がまちまちであるということです。グループホームは法に則っていますので把握されていますが、高齢者住宅はどこにどれだけあるのかという実態も十分に把握されていません。」

課題としては「要介護老人のニーズにしたがい、質の高い多様な住居の形態を開発します」。それで必要な施策としては、「質の評価をする」ということです。それは、やはり第三者評価でしていただきたい。

提言は「必要な規制緩和」で、「例として世代や障がい種別を超えたケア施設を認めます。それから、やはり同じように必要な支援事項を検討します。」

ここでQ & Aを見ていただきたいのですが「障がい者、高齢者の自立支援の促進」というところです。実は私も地下鉄の中を見る限りでは、札幌市のバリアフリーは随分進んでいると思っています。それで確かに、公共交通のバリアフリーは大きく進みました。しかし、まだまだ課題は残っています。例えば、子どもたちが遊ぶ地域の公園の遊具は、障がいのある子どもに使えるようになっていません。小学校・中学校、高校など、最初に行うべき建物のバリアフリーが遅れています。幼い時から、障がいがある子どももいない子どもも、共に遊ぶ環境をつくるのが心のバリアフリーの基本であるということです。

それから2番目に札幌市の障がい者の多くが、市外の施設に入所していることは知りませんでした。どうしてこのようなことになったのでしょうか。これは札幌市に限らず日本中ですが従来、障がい者、要介護高齢者は家族が自宅でケアできない限り、施設に入所することが当然と考えられてきました。そうした考えが修正されて転換されてきたのは1980年以降で、そのことによってサービスの質が上がりコストが抑制されますが、ただし転換には努力が必要とされるので、こうした努力を行ってきた自治体とそうでない自治体の間に、開きができています。それで、大変残念ですが、これまでの札幌市は必ずしも十分に努力を行ってきませんでした。

次に障がい者の方に実施計画をつくってほしいという提言ですけれども、すでに札幌市障害者保健福祉計画が作成されているのに、重ねて新たに計画をつくる必要があるのかという疑問が当然出ると思います。今日、配っていただいた資料の中に札幌市障害者保健福祉計画の数値目標一覧があります。この計画ではこの数値が目標として書かれて

いるのですが、具体的な実施計画については、まだまだ具体化する余地があるのではないかと思います。

例えば、上から2つ目にグループホームを平成24年度に260か所にするという目標がありますが、自治体によっては、障がいの程度で差をつけてより障がいの重い方を受け入れられるグループホームには補助金を出すというようなことをやっているところもございます。現行のグループホームですとかなり軽い方でないと入れないのですが、例えば夜間も世話人を置いたりすることで、かなり重度の方もグループホームで暮らせるようになると思います。そういうことも含めて、もう少しきめ細かい案を、障がい者自身がつくることできないかという提案です。

障がい者にそれが可能でしょうかと思われるでしょうが、新しい市政では障がい者政策提言サポーター制度というものができまして、障がい者の代表に政策提言を求めています。これらの障がい者は、しょっちゅう外国の障がい者の方と交流しておられまして、ある意味で私たちより国内外の情報を持っていますし、今の障がい者の方たちというのはそんなにむみやたらと要求ばかりではなくて、きちんとコスト意識も持っていますので、こういう方たちにやっていただくのも一つの方法なのではないでしょうか。ただし、丸投げは禁物です。障がい者の方がつくってくださった計画が良い計画かどうかという評価はやはり必要です。また、計画づくりもさまざまな方が手伝う必要があると思いますが、誰に手伝ってほしいかは、私は障がい者の方が決めるべきだと思います。ただし、そこでつくったものが、障がい者の方に政策提言能力があることを周りに実感させられるものなのかという質の評価は当然必要であると思います。そういうことをしていくと明言してもいい時期に私はきていると思います。

高齢者の社会的入院についてですけれども、社会的入院をしているのはなぜですか。また、このこととグループホーム、高齢者住宅の充実とはどのような関係があるのかということですが、高齢者の社会的入院が多い理由は、障がい者の施設入所が多い理由と同じです。それで、高齢者の社会的入院を減らそうとしたときに子どもに託してくださいというのは、特に北海道の場合は現実的でないと思います。その代わりに出てくるのがやはりグループホーム、それから、高齢者住宅ということですが、これらは今ちょうど、雨後のタケノコのように出てきた時点です。この時点でしっかり質の管理をして、マル適マークがあるところにはさまざまな形の支援をするということが必要だと思います。本当に社会的入院を減らそうと思ったら、私は子どもとの在宅を進めるのではなく、そちらを進めるということが当然だと思います。

それから、ほかの分科会でも出ていましたが、高齢者の方がこれまで住んでいて空家になる大きい家を、どうせ貸すんだったら何かもっと有意義なことに使いたいということがあります。以前、この分科会でも出ていましたように、入る人がいないアパートを空家にしておくよりも、もう少し有意義なことに使いたいという大家さんがたくさんいらっしゃるというようなこともございます。そういうようなスペース循環ということも

含めて、今きちんと取り組むことで、私は札幌市でたいへん高齢者福祉が進む可能性があると思います。例えば東京でこれをやろうとしても、地価と住宅費が高すぎて絶対できませんが、札幌の今の地価と住宅費ですとまだまだ可能性はあるのかなと思います。

#### 健康づくり

最後に「健康づくり」ですが、これは何度もお話をさせていただいています。素案でお願いさせていただいている「現状と課題」の中で、これはおかしい、これはやめてくださいというもの一つありません。ただし、それに市民委員の意見を加えてください。国民健康保険という健康の中で最も重要な、医療の問題を入れていただけるとありがたいです。

最後はやや突飛なのですが、やっぱり健康について医療の話だけをしてはだめで、健康の話も必要でしょう。健康に関しては喫煙率が高いということもありますが、命に関わる最重要課題としては、札幌の高校生の妊娠中絶率が一番高いという話を伺いました。それはむしろ少子化とも絡んできまして、少子化の課題の「健全な母性」ということとも重複します。その比率を引き下げる努力をするために、私は高校生に考えてもらえばいいんじゃないかと思います。こういう現実を高校生に提起して「あなたたちの問題なのだから、改善に向けての計画はあなたたちが考えてください」ということで、大人の考えより、ひょっとしたらいい案ができるのではないかと思います。

提言ですけれども、高校生の提言をくみとり、実施するしくみを検討しますということです。Q & Aの2ページ目の一番下を見てほしいのですが、高校には総合科目という科目がありますので、そういう機会の活用を検討していただくのはどうでしょうか。

最後の高校生の人工妊娠中絶のことは素案の「健康づくりの推進」のところにはまったく出ていませんけれども「例えば、こんなものを入れるのはどうでしょうか」という意味で入れさせていただきました。

#### Q & A 「5 . 重要性と優先順位」

Q & Aの3ページですが「重要性と優先順位」ということで、いろんな提案の重要性と優先順位をどういうふうに考えたらいいかということです。私はやはり国民健康保険が最重要課題かなと思います。

それから共生の実現、少子・高齢化への対応という意味では共同学童保育所への支援、これは少子化の中で、これだけ出しましたけれども、これと同じようなことがいくつかあってもいいと思います。バリアフリー、障がい者の実施計画づくり、高齢者住宅の質の確保は、ほぼ同等と考えられます。

障がい者は先ほども申しましたように、障がい者政策提言サポーター制度を活用していただければどうだろうか。それから、バリアフリー化については、今進んでいる計画の中にきちんと方針として付け加えていただくことで、そんなに大掛りな計画づくりは

しなくても十分可能ではないかなと思います。

共同学童保育所、痴呆性高齢者グループホーム、高齢者住宅については、それぞれ、運営している方たちが協議会をつくっておられますので、それぞれの方たちの意見を集約するというので、次々年度以降に対応させることは可能なのではないのでしょうか。

それから、NPOの評価と支援の仕組みをつくるということ、あるいは高校生の参加の仕組みをつくるということは重要な課題なのですが、このところはかなり複雑な作業になってくると思いますので、拙速を避けて一定の時間をかけていくという形です。

こんなに盛りだくさんで、どうするんだろうと思われた方がいらっしゃると思いますが、この5番目につきましては、ここだけの話としてつけ加えさせていただきました。

先ほども申しましたように、たいへん広範囲で、ある意味ではマイルドな市の素案に対しまして、市民会議は範囲が狭く具体的な提言をしています。ただ、私は一つ一つの細かいこと、これについてはこうしてくださいというようなことは避けまして、むしろ、仕組みづくりというところを整えてみました。

そういうことで「こういうふうに市民は考えている」という辛口の委員会の提案と、市の担当者が考えている市の素案とを、ぜひ一緒に合わせてまとめとしていただくと大変うれしいです。

それから、このQ&Aの扱いですけれども、私はこれをつくりながら何か変だとずっと思っていたのですが、一つの方法としては、この表だけ出せばいいということです。ただ、私が思いましたのは、分科会の報告書ということであれば、このQ&Aをきちんと通常の文章に直したものが報告書であるべきで、表というのは補足資料であるはずなのです。表が報告ということにはなり得ないと思いますので、もしこの分科会で、このQ&Aの量を可能な限り増やさずに通常の文章に直し、それにこの表をつけるということになるのであれば、私は文章を書き直しますし、表だけでいいのではないかということならば、それはそれでよろしいのかなと思います。

ただ、表については、非常に限られた時間の中で大慌てでつくりましたので、特に少子化のところですか、健康づくりのところは足りないところだらけです。もしこれを共生・地域づくり分科会の検討報告案ということで賛同してくださるのでしたら、次回の第4回分科会まで3週間ございますので、その間にみなさんのご意見を伺って、訂正したり、補正したり、書き直したりする作業をしてお出ししたいと思います。

たいへん率直に申しますと、自分の作業量を考えてだんだん気持ちが萎えてきているのも事実ですが、そうおしゃっていただけるなら、もうちょっとまとめる努力はいたしたいと思います。

説明は以上です。

意見交換

杉岡会長 まだ1時間半弱くらいあります。説明をかなり詳細にさせていただきましたが、

疑問点もいろいろあると思います。まず、これをどういうふうにかんがえたらいいのか、問題点の共有化をしていきたいと思います。

燕委員は何かご意見がありますか。

燕委員 伊藤先生、ご苦労様でした。この試案は全体会議で出た中間報告に対応するものと考えればいいんですか。

杉岡会長 中間報告に対する意見も含まれているということです。

議題としては、先ほどメンバーの方から素案についてのコメントをもらいましたが、それに追加すべきことを確認することが一つある。それと、分科会としてのまとめや提言について、前回までの私たちの発言内容を拾った中間報告の中身と、伊藤先生に整理してもらった資料の中身とのつながりをどのようにかんがえていくかということがありません。

燕委員 全体会議で出た中間報告は、あれには確かに言ったことが書かれているんですけども、そこに流れる基本的なもの、精神的なものが書かれていませんでした。今日の案は議論の中心に迫ってくれたと思います。

それと、伊藤先生がおっしゃったように素案のほうがバランス良く書かれているので、私は素案にプラスしてこういうものが入ってくるのがベストだと思います。

杉岡会長 どういうふうにかんがえられたのかを確認した上で、まとめ方についてもご指摘いただきました。どんなふうにかんがえるとイメージが具体化されていくのかということについて、柴川さんはいかがですか。

柴川委員 伊藤先生の出されたものが、現状、課題、施策、提言という順を追った流れになっており分かりやすいと思います。文章については、Q & Aを文章にしていくということでもいいんじゃないかと思います。

素案ですが、どこに的を絞るか、あるいは具体的な「こういうことを」ということは、最後の段階までいかないと出せないのでしょうか。

杉岡会長 抽象的に書かれていますが、先行的な実践については具体的に紹介をしながら十分に支援を行っていくことが必要になると思います。

柴川委員 例えば、先行的な実践をテストケースの形でやってみて、そしてそれが普遍化されていくというように、先行的な実践を普遍化していくための具体的な施策として何かが出されるのでしょうか。先ほどバリアフリー公園のことをおっしゃっていたものから。

例えば、バリアフリー公園を実験材料とすれば、むくどり公園は最初からバリアフリー公園としてつくっていただきましたが、それをあっちにもこっちにもつくっていただくというのは無理なので、例えば、リニューアルするときには、そこに必ず障がいがある子も使える遊具をつくと。ただ、ものをつくるのは予算があればできますが、単にものをつくるということだけではなく、本当にそこを「心のバリアフリー」にするためには、地域の人が、共通認識を持たないといけないということがありません。ソフト



とハードが同時に進行していかないと、なかなかうまくいかないということはよく言われることです。

ですから、例えば「バリアフリー公園とふれあいの拠点をつくったらこんなことができます。そんなことを考えている人はいますか」と呼びかけてネットワークを組んで、そこで現状を話し合ったりする。そして「こういうものがあれば、障がい児童も堂々と公園に行ける」ということになれば、ハード面の整備もしていこうとかいうことになるのかなと思います。

伊藤副会長 表現が足りないとは思いますが「必要な施策」のところで「体験から得られたノウハウの蓄積と伝達を支援します」というのはまさにその辺の話をしています。柴川委員がむくどり公園の取り組みをやった中で、それをやった人だけが分かるコツというか技術ができています。そこを伝えることに意義があります。ただ単に似たような建物をつくって意識がない方が使われても、同じようにはならない。これからの市民活動のサポートはそこにあると思います。柴川委員が経験の中で蓄積された貴重な知見を受け継ぐ人は、見た目はぜんぜん違えけれど何かをおつくりになるかもしれない。私はそのときに初めてむくどりホームの知見を生かしたものが別のところではできるのだと思います。

私はそのことで、これまでやってこられたこと、ここでは「先行的実践」と表現していますが、それがあわせて報われると思います。ただむくどりさんに補助金をあげるというのではなくて、むくどりさんの知見を教わりたい人にどんどん伝えるということと、その両方の仕組みをつくることです。そういうことを市民活動サポートセンターができたならとてもいいと思います。まさに先行的実践を担っていただきたい。

杉岡会長 柴川さんのお話はテストケースのお話ですね。

柴川委員 はい。

杉岡会長 テストケースとして取り組まれた。

伊藤副会長 例えば、豊平区にむくどりホームのようなものをつくりたいという方がいて、しかし場所がないというお話がありました。応用問題として、そういうことがたくさん出てくると思います。もう少しスムーズにいく仕組みという意味でおしゃっただいているのかなと理解しています。それは、誰も必要を感じていないところにポンとできるテストケースではなく、何かができるのは必要性を感じている方がいるからですよ。市民活動のすばらしさというのは、行政の目が届かない切実な必要性をぱっと近くの方がつかんですぐに始められるということです。黒田委員がこれからなさろうとしている多世代のたまり場にしても、いくら行政に陳情したってできないけれども、家主さんが「空家があるから」と言ってできるということがあります。

それを丸抱えにするのではなく「ここだけ手伝ってくれないだろうか」というときに手伝う仕組みと「こういうときには、こういうやり方をするといいですよ」とか「うまくいかなくてずいぶん苦労したけれど、ようやくうまくいきました」ということをちゃ

んと伝えてほしい。そうすれば、次にやる人はそこから始められます。また、その仕組みができるということが、組織を支援する以上にその人たちを勇気付けることになりません。

ですから、その両方の仕組みをぜひつくってほしい。最近は何もないものもたくさんあるそうでございますから、そういうものはちゃんと見分けてほしい。それから、長くやっているうちに熱心な人がだんだんボスみたいになって、周りの人がいやになっているということがいっぱいあります。そういうところは支援しなくていい。

黒田委員 柴川さんと一緒なんですけれど、月に2、3回、夜なべ談義ということで、40、50人集まって、いろんなことについて、喧々諤々、思いつきのまま言っています。その中で「むくどり公園ってご存知ですか」と聞くと知っている人は誰もいない。「連絡所を知っていますか」と聞いて連絡所を知らないというのとまったく同じだと思いますので、もっと柴川さんがやっておられることを広報しなければいけないと思います。

伊藤さんがおっしゃったように、エルプラザがという場もできたわけですから、あそこでむくどり公園というものがあるということを広報してもらおう。あそこは不特定多数の人が出入りします。

話は変わりますが、柴川さんのほうにもご案内がいったかと思いますが、私は札幌NPO市民連合会という組織を仲間とつくり、3月14日、ファクトリーを使って、ステージイベント、パネル展を予定しています。昨年、エルプラザのオープニングでやったようなことをファクトリーでするので、あそこにはおじいちゃん、おばあちゃん、大人、子ども、たくさん来ます。

700～800団体ぐらいにご案内しましたので、ぜひ柴川さんにも、出展料はとりませんので参加していただいて、大いに市民にPRしてもらいたいと思います。それも一つの手段だと思いますので。やはりこちらから行くのは大変なことなので、そういう機会を利用してもらいたい。

私が地域で、やっていることをお話をさせていただいたら、農家の方から土地を提供するという話も出てきています。声を出さないと、ぜんぜん誰も分かりません。やはり、言うことによって世の中に考え方も出ていく。こういう場で議論するのもいいですが、積極的に自分たちの地域の中で話し合うことも必要です。自分の足元で一人でも広報するということが必要ではないかと思えます。

報告書をつくったからいいではなく、それを生かして行政にこういうことをやってくださいとお願いすることはありますが、自分たちでも汗をかかないといけないと基本的には思っています。それは一人ではできません。そうすることでよりよい住みよい札幌になるのではないかと。それに伴って、心のバリアフリーもなくなっていくのではないかと。

そういったことで、絶えず話し合っていければいいかなと思います。

岩田委員 細かい話になってきましたが、大きな話に戻すと、前回の全体会議で出た資

料より伊藤先生の試案がわかりやすく良かったと思います。ただ、札幌市の素案をもんで、それを伊藤先生がまとめてくださった私たちの意見も含めて書き直したときに、どのように一致するのだろうかと思いました。資料では学童保育を少子化対策のところに盛り込んでくれています、書き直しのときに、そういった市民会議の意見がトーンダウンしてしまうと、せっかく意見を出したものがもったいないと思います。

提案としては、各論を言う、「私の立場ではこの意見も入れてほしい」とどんどん大きくなっていきますので、この分科会で、各柱ごとに「ここだけは絶対に重点として挙げてほしい」ということを表にし、市の素案を書き換える際にも「特にここは重点です」と書いてもらう。そういうふうに整理すると、この会議に出ていない方が最終的な両方の資料を読み「同じものが出ているけれどどういうことなのかな」と疑問を持ったときに整合性がとれると思います。

伊藤副会長 私は市の素案を書き直していただかなくてもいいです。このまとめを2つ並べて出してくださいということです。市の素案に対して「こんなことが書いてあっては困ります」ということは何もありません。抽象的なきらいはありますが、そこに関してはこの会議で具体的に意見をだしていきます。基本的な認識は共通していますので、試案に合わせて書いてほしいとは思っていません。

それから、もし他の分科会でそのようにされるとしても、前回の全体会議で分科会ごとに独自性を持たせてよいとお許しをいただいたと理解していますので、この分科会では2つのまとめを並べるということにしたいと思います。

どうしても、市が計画をつくる時には、私たちのような意見を書くのは無理だと思います。けれど、市民がせっかくこれだけ時間を費やして議論をしたので、私たちの考えもきちっと残してくださいと言いたい。双方の見方が違うからこそ、このような市民会議をやっているわけですから。市には耳の痛いこと、きついことを言ったりしますが、自分たちなりの前向きな姿勢で提案したことを、できればそのまま残して欲しいと思います。

杉岡会長 それは事務的な扱いについてですよね。一応、素案に対する意見、提言をまとめる中では、意見は意見として紹介され、提言は提言として記録に残ります。意見によって素案が修正されることもありえると思いますが。

事務局（調整課調整担当係長） 提言には、市の素案に対するご意見と今ご検討いただいている分科会としての独自の視点によるものの2つがあると思います。

杉岡会長 分科会の発言はすべてデータベースとしてホームページや活字となっていますが、第4回分科会が終わった後は、意見は意見で、提言は提言として記録に残るということですね。

どういふかたちになるかはわかりませんが、意見はこういうものである、提言はこういうものであるということがわかるようにレポートがつけられるということですね。

事務局（調整課調整担当係長） 全体会議に報告するための資料ということですか。今

のところ、他の分科会でどのような議論になっていくのか、その状況を見てということになりますが、基本的には市の素案に対する意見の部分と、独自の取り組みに対する提言的な部分、その2本立ての資料構成になろうかと思います。

杉岡会長 この意見は採用、この意見は不採用というのは分科会での議論の結果として出てくるもので、市が採用、不採用を決めるわけではないですね。

事務局（調整課調整担当係長） 提言としていただいたものを、ビジョン編の中でどう受け止めさせていただくのかというところで、私ども市の考え方が出てきます。

伊藤副会長 少なくとも4回の分科会が終わった後に全体会議がありますよね。そのときの分科会の報告というレベルまでは両方のまとめを活かしてもらえませんか。

それは事務局に聞くことではなくてここで決めることですね。

杉岡会長 そうですね。

事務局（調整課調整担当係長） 分科会報告の段階では市の素案を変えることにはなりません。最終的に提言をいただいた段階で、市としてそれをどこまで受け止められるか、そういったかたちで進めていくかと思います。

事務局（調整課長） 第3回全体会議で説明が若干漏れたところもありますが、今日までにお示した市の素案はあくまでも市のプロジェクト内部で考えた素案です。これに対して市民会議から、素案に対する分科会、全体会議のご意見と、素案にはないこういった視点、施策があるということも含めてご提言をいただき、その上で、素案を踏まえてビジョン編をつくるという形です。

伊藤副会長 そうすると、この素案は色々な意味で前向きでよくまとまっていると思いますが「さらにこうした市民の意見を加えてください」という形でまとめるということではよろしいですか。

事務局（調整課長） はい。ただ、ご提言いただいたものすべてがビジョン編に入るかどうかについては市の内部的な議論があります。

伊藤副会長 全体会議までこのまとめでいくのかということです。その先には全体会議で話し合うという作業が残っていると思います。その確認がこの先の私の作業に影響します。

杉岡会長 それではひととおり意見がありましたが、市のほうから、われわれの現状に対する理解や把握の仕方について具体的な誤解等がありましたらお願いします。

事務局（少年活動課長） 少子化のところで、正しい言葉を使っていたきたいというお願いがあります。札幌市には現在「共同学童保育所」というものはございません。他都市ではこの言葉を使っていますが、札幌市では、民間の場合については「民間施設方式の児童育成会」という言葉をつかわせていただいております。ちなみに、公的なものとしては、児童会館等の児童クラブがあります。児童育成会については、そもそも根拠となるような要綱をつくり皆さんにご理解をいただいて使っているものですから、恐縮ですが、そういう用語でご理解をいただきたいと思います。

杉岡会長 児童育成会というのは何かを運営している団体ですよ。

事務局（少年活動課長） それぞれの学童保育所を運営する母体とご理解いただければと思います。

伊藤副会長 「共同学童保育所」という言葉はホームページが資料の中にあっただけで使っていますが、私の誤認でしょうか。

事務局（少年活動課長） 市ではホームページでも使っていません。後ほど、このことを書いた紙をお渡しします。

伊藤副会長 読んだ人は意味が分からないですよ。それから「共同学童保育所」はいわゆる社会福祉の一般的用語として使用してよろしいと思います。育成会というと、私も初めてその言葉を伺いましたが、イメージが湧きにくい。育成会と書いてカッコつきにすればいいのですか。

事務局（少年活動課長） 「共同学童保育所」ではなく「学童保育所」という言葉をお使いいただいたほうがいいのかと思います。

伊藤副会長 「共同」を削除すればいいんですね。

事務局（少年活動課長） もう一つ、これからの規制緩和の検討にも入っていくのかと思います。要綱では指導場所の確保が民間の学童保育所をつくるための基礎的な要件になっています。ですから、今の段階では借り上げ、貸与の制度というのは難しい部分があります。もちろん、ご提案としてお出しになれることは差し支えありません。

伊藤副会長 施設の老朽化ということはありません。どこもかなり老朽化していると思いますが、私はそのことも含めて書いています。

燕委員 私の意見をまとめて盛り込んでくれたのかと思います。結局、児童クラブは公設公営で、今の民間施設方式の児童育成会が運営する学童保育所は、家賃、指導員の給料の2分の1の助成だだと思います。その助成に対する不公平というのはいませんか。児童クラブは無料でいける。けれど、民間は保育料をとらなければならない状態です。市の負担としては不公平ではないですか。

事務局（少年活動課長） 民間の場合については、助成の一定の基準ということで2分の1とご理解いただいています。

燕委員 基準どおりだとは思いますが、児童クラブは公設だから、民間の学童保育所についても施設は公設ということが基準になっていけば負担の不公平はないのではないかと例を挙げたのです。そこに流れる考え方は、学童保育所だけでなく、公設公営の丸抱えのものと民間でやっているところの助成基準が不公平であってはならないということです。

事務局（少年活動課長） 基準どおりやられているのはわかります。その基準がおかしいのではないかとということです。

事務局（少年活動課長） 市としては、2分の1の助成でいいと考えております。市が行っている児童会館、およびミニ児童会館の中にある児童クラブについては、そこに

る児童クラブに入会していない子どもたちも一緒に指導し、遊んでいただくという施設ですので、基本的には違いがあるという認識です。今民間でやっているのは昼間、両親が勤めているお子さんだけを預かっていらっしゃるということなので、そこに市から助成をさせていただいているということです。

ですから、そこで差があるとか差がないということではなくて、違った内容のものを提供させていただいているという認識です。

燕委員 その各論になると議論が深まってしまいます。民間と共同でやっているところを支えるとか、児童クラブでできない子育て支援をしているところへの支援をしていく方法がいいのではないかと思います。

事務局（少年活動課長） そういう意味で2分の1の支援をしています。

燕委員 それが適正かどうかというのは当事者の意見になります。

事務局（少年活動課長） 市としてはそれでいいと考えていますが、それでは足りないということであれば、そういうご提案もあるかと考えております。

燕委員 そうですか。

杉岡会長 経済的負担が大きいことについての補助の仕方という問題ですよ。

他にいかがですか。

燕委員 文書の取り扱いについては言いましたが、中身について、細かい意見は何も言っていないです。それはここでは言わないほうがいいですか。次回までにまとめればいいですか。

杉岡会長 ここで言ったほうがいいんじゃないですか。

燕委員 「少子化」のところで、民間のものを支えるということが提言に入っていればいいと思います。共同学童保育所を入れてくれるのであれば、民間施設方式児童育成会などの例を出していただければいいと思っています。

それと「高齢・障がい者との共生」のところで、「子供」の「供」は平仮名のほうがいい。

この2つ目の枠のところはだいたい賛成です。札幌市障害者福祉計画ですが、結論的に言うと、先ほどの数値目標、きめ細かい自主計画というところがありますが、この中で一番欠けているのが、施設から地域へという副題にあります。入所施設をどうするかという視点です。そのことについて、もうつからない、計画的に削減するとも何も書かれていません。それで障害福祉課に質問ですが、そこに触れずに地域生活の充実はあり得るんですか。提言にも、入所施設をどうするかという文章を入れなければ、どう実現していくのか見えない計画になると思います。提言には、入所施設をつくりません、計画的に削減します、入所施設に入っている人たちの支援を強力に進めますということを書き、その後、規制緩和、グループホームに関する施策となると思います。

伊藤副会長 右から2つ目のところに入れるということでもいいですか。「入所施設をつくりません」と「施設定数を減らします」のどちらがいいですか。

燕委員 どちらがいいでしょう。

来年度予算要求資料を見ると、入所施設はまた新設されていますよね。「施設から地域へ」と言いながら、施設の数はず減らずに必要な応じてつくっていくということが行われています。施設をつくれれば義務的経費が出ていくし、在宅サービスは裁量的経費と聞いています。ということは、入所施設ができていくということは、在宅支援にまわる費用が増えないということにつながりますよね。ですから、ぜひ入所施設をどうするのかをどこかに入れてほしい。

伊藤副会長 他の委員の方に異存がなければ、明快に表現したほうがいいと思いますので、右から2つ目の枠の一番目に「入所施設は作りません」と入れたいと思います。事務局（障害福祉課長） 行政の方から意見を言わせていただくわけにはいかないでしょうか。

委員の方たちの議論の中で行政的なことを申し上げるのは僭越かとは思いますが、障害者福祉計画の中で、入所施設を増やしていくということは、少なくとも設けていないです。施設と在宅とのあり方を踏まえながら、今後の政策展開をしていくということですね。

来年度予算要求に知的障がい者の入所施設について入れています。ただ、それは自閉症者の専門施設を整備するという計画で、一般的な入所施設をつくっていく方針は設けておりません。専門的な施設については、今後、必要かどうかの判断を経て整備をするかどうかを決めていくことになると思います。

自閉症の方は現在、各知的障害施設に入っております。今回の施設というのは、端的に申しますと、札幌市が設置した静療院にあるのぞみ学園で、そこは第一種自閉症児施設なのですが、そこに小さいときに入った人が、大人になってもその児童の施設基準の中で生活しています。その環境から大人のための環境にして、なおかつ自閉症の方の処遇に適したものを整備するというところで要求しています。

また、計画では、入所にとどまらない機能を持つ施設、地域で暮らしていくための循環型施設を目指すとうたっており、一般的な入所施設を設けるという表現はしておりません。今の施設を削減するというより、グループホームの設置個所を増やししながら、現在、施設に入所している人で地域生活が可能な人は地域で生活を送られるようにするというのが今の計画の基本です。

伊藤副会長 実は私は社会保障を担当しているのですが、まったく同じように思いました。

「入所施設をつくらないということは、障がい者別で、地域における施設数のバランスを取るということなのか」と何人かの方に伺いました。その答えは、そうではなくて、今のグループホームでは全く地域生活はできないですが、グループホームを充実することで地域で生活できるようになり、また入所施設の集団生活よりも手厚く介護が受けられるので、重度の障がい者の方が一番助かることにもなるんだということです。また、

施設入所の支援費よりもグループホームのほうがまだお金はかからない。

ただ、グループホームでも、今の国の基準では入れない人がたくさん出てきます。もう少し重度の方も入れるように基準をゆるくしたり手厚くしない限り、グループホームに入れられない人はみんな施設に行かざるを得ない。そうすると親御さんとしては遠くよりも札幌に施設をつくってくださいということになります。これはここの議論を超えたことだと思えますけれど、私も全く同じように思います。

とりあえず市民会議の意見のまとめはそうなるかと思えます。おっしゃることはよくわかりますし、明日から施設を無くせとは誰も言っていません。ただ、そこまで分かっているときに、また増やしますかという疑問を、大変多くの市民、障がいにかかわる市民が持っておられるというのが、私がいろいろな方からお話を聞いて感じるところです。事務局（障害福祉課長） もう少し付け加えさせていただくと、グループホームのお話は、伊藤先生がおっしゃるところが的を得ていると私も思います。ただ、平成元年に知的障がい者のグループホーム制度が国の制度として成立して、平成14年までに札幌市内に60か所のグループホームが設置されています。そして、障がいの新しい計画の中では60か所を10年間で260か所にするということになっています。14年間で60か所建てたものを、向こう10年間でさらに200か所増やすということで、施設入所からできるだけ地域のほうで暮らしていける基盤整備をしていくということを計画ではうたっているのです。

平成15年度だけで市内の14か所のグループホームに新規で支援費を適用しています。10年間で200か所増やすということを単純に割ると、年間に20か所つくりたいといけないということです。私どもはこのように単純には考えていませんが、入所施設を運営されている社会福祉法人の方たちのご理解も得ながら、今、急速に進めているので、かなりグループホームは拡大していくと思うのです。

その上で、今、グループホームに入居している人の札幌市への要望で一番多いのは、家賃補助をしてほしいというものです。要するに、グループホームは普通の民間での生活なので、家賃、食費、光熱水費は自己負担なんですけれども、働いていない人は就労で得られるお金がないので、障害基礎年金でそれだけの負担をするのは苦しいのです。こういう部分は確かにありますので、今後、行政として検討を進めていく形かなと思っています。

今のグループホーム議論から離れるのですが、伊藤先生は資料の中で「札幌市民は、障がい者と共生していません」と端的に表現されており、その例として入所の方が市外に著しく偏っているということを言われています。これは非常に言われていることで、私どもも現状を再認識して取り組むべき部分があると思うのですが、ただ、障がい者と札幌市民が共生していないと言い切れるのかと私は思っています。というのは、療育手帳を所持している大人の方、18歳以上の方は平成15年で約5,600人なんです。入所施設に入所されている方は約1,750人なので、知的障がいの方の在宅の比率は



70パーセントぐらいです。在宅の方たちへの施策としては、通所授産施設という通って生産活動ができる法定施設を拡大していったり、小規模作業所を新規で増やしていったりと、できるだけ在宅で、地域で日中活動ができるような施策を展開しています。障がいのある方たちと障がいのない方たちが共同で日中活動を行っている場であることも事実なので「共生をしていない」と断定的に表現されることはどうかと思います。

伊藤副会長 この中では黒田委員が障がいをお持ちで、お子さんが障がい者だというのは燕さんお一人です。私が答えていいことなのでしょうか。燕さんはどう思われますか。

燕委員 在宅以外で生活している人の数字ということをおっしゃいましたが、では在宅生活をしている人がそれでOKかということ、ぜんぜん違います。そういうところでは、この数字の使い方はちょっと検討したほうがいいと思うのですけれども。

要するに札幌市の知的障がい者の3割が施設入所で、その3分の2は札幌市外という現実がこの表で分かるということです。

伊藤副会長 私は市外の人がいなくなると共生にならないと思いますよ。

それからもう一つですが、養護学校ができますと、高等養護の段階で3分の1が市外に出なければいけないのですね。それから、身体障がい児は地域の学校に通えない限りは、市外という理解でよろしいのでしょうか。

燕委員 札幌市に住むということが共生かと言えば、そうですね。札幌市に住んでいながらも入所施設に入っているということは共生ではないと私は断言したいです。道内の入所施設の入所者に何年か前に調査したところ、7割の人が地域で生活したいと思っている。道内ですから札幌市だけではないです。だけど、実際に1年間で地域生活に移行した人は1パーセントに過ぎないということなのですね。だから、施設から循環に、地域にとおっしゃったけれども、それが今もってできていないのに、入所から地域にという考え方は、それは実証できないと分かっているから、やめたほうがいいと思います。

それから、7割は在宅で札幌市に住んでいるとおっしゃいましたが、それは重ければ重いほど家族介護に頼っているということです。その在宅支援が充実していないのに、入所施設に入っていないから共生かということ、共生ではないです。老人が40～50歳代の障がい者を介護しているというのはざらですから。その方たちは仕方なく入所を望むようになっていきますよね。だから、入所のニーズは減らない。そういうことではなくて、やはり地域で重度の人が暮らせるように充実させていかない限り、選択も何もできないということなのですね。だから、共生していないと私は実感しています。

そして、入所に頼らざるを得ないという人がたくさんいるということをやはり取り上げてほしいと思います。7割のうちの7分の1が札幌市内で共同生活をしているくらいなんですね。常識的に考えても、今はパラサイトという普通の人もありますので、30歳くらいまでは自宅にいたとしても、30歳以上の方が永遠に家族介護に頼らなければいけない、成人を過ぎてからも家族介護に頼らなければいけないというシステムを変えない限り、やはり共生のまちとは言えないと思います。

事務局（障害福祉課長） 確かに課題であると思っています。市でつくった部分でも、市民理解が不足しているとか、サービス体制の充実が必要だとか、基盤整備がまだ遅れているという現状認識はございます。

それで、入所施設の部分をどうするのかという燕委員のお話でしたが、今の行政、障害福祉課の考え方は、入所施設を単純に増やすことはせず、必要性を見極めてということです。増やさないで、なおかつ入所がどうしても必要とされる方については、入所施設そのものを循環型とする。地域で生活することが適当な人については、地域にグループホームを設置することをメインとする。

もう一つ、入所施設が専門的な機能を持つことも事実なので、在宅生活をする上での短期入所、それから併設のデイサービスセンター等の機能を充実していく、大事にしていくべきではないかと考えます。単に入所ということだけではなくて、在宅生活の機能としての入所施設というのでしょうか、そういうものもあるのではないかと考えております。

杉岡会長 「共生」という概念そのものは法律上規定されているわけでもなく、辞典的に確立されているわけではないんですね。ここでは「共生」という言葉で共有される価値をみんなが尊重するという立場で使われているので、事実認識として「共生していない」という表現は適切ではない。「共生しているとは言えない」とは言えると思うのですが「共生していない」とは言えないことは確かだと思います。あまりここで共生とは何かについてさらに掘り下げるのはちょっと難しいと思うのですが。

伊藤副会長 「共生しているとは言えません」くらいの訂正でもよろしいかと思いますが。

杉岡会長 「共生していない」ということになると、共生についてかなり確定したことを共有しなければいけない。そうなってくると話がだいぶややこしいことになりますので。

伊藤副会長 では、そのようにいたします。

燕委員 それでいいです。

事務局（障害福祉課長） もう一つよろしいですか。伊藤先生は「札幌に住んでいなければ札幌市民としての共生はない」とおっしゃられましたが。

伊藤副会長 そうではないです。選択ができれば、札幌市から出たい人が出るのであれば、それはいいですね。選択しているかということです。私は選択で出ているのではないと思いますよ。

事務局（障害福祉課長） 確かに、市外に知的障がいの方が安心して生活できる場として入所施設を多くつくった時期はございます。これは道の政策展開なのですが、北海道は特に広域な領域の各市町村に入所施設を整備してきたという背景があります。それで札幌市内の施設が不足し、市外の施設に当時の言葉で「入所措置」をしていった結果が、このことに結びついてはいると思います。

ただ、それが市外といってもどこまで遠いのか、札幌市からかなり近いところにいらっしゃるのか、それとも稚内などといった遠いところなのかということでも、だいぶ認識も違うのかなと思います。

それから、ここでは「大規模施設」と表現されています。前回配布させていただいた資料にもありますが、15年7月現在の札幌の知的障がいの入所更正施設数は17か所で約940人くらいが入所しています。これは単純平均で一施設55人くらいです。30人くらいの入所施設から100人を超えるところまでいろんな施設がありますが、これが果たして「大規模施設」と表現されるような施設なのでしょう。

伊藤副会長 では「大規模」は削除しますかね。ただ、ここで日本の外の話をしてもしようがないですけども、一般的に30人以上の施設は非人間的だということは、20世紀の前半にヨーロッパで言われているのです。私たちだってそんなところで暮らしたくはないですよ。そういう思いで「大規模」と書いてしまいました。

燕委員 大規模というと400～500人規模ですよ。

伊藤副会長 そうですね。

そこで私の今後についての提案ですが、今の言葉的な問題、あるいは意味的な問題も含めて、市のほうで文言、あるいは事実関係の訂正について分かる方は是非後日おっしゃっていただきたいと思います。それから、委員の方はメールで私に意見をお送りください。次の分科会がちょうど3週間後ですので、10日以内に送ってください。もうちょっと後でもいいかな。何日くらいだとよろしいでしょうか。

杉岡会長 まあ、10日くらいでしょうか。

伊藤副会長 10日でいいですね。では、10日以内に送ってくだされば、その後できるだけ早く数日内に、私がいただいたご指摘に対してどう対応したかも含めて、全員に改訂版をお送りします。それを持って次の分科会にお集まりいただくということによろしければ、そうさせていただきたいと思います。

それと、この文書ですが、これだけでいいのであればこうしていただきたいですし、これに基づいてきちんとした文書に、基本的な考え方を説明するという意味で、作り直しなさいというのだったらそうしますので、ちょっとその辺についてご議論いただきたいと思います。

杉岡会長 分科会の最終的な報告を全体会に上げるのは分科会ごとのいろんなやり方でいいと思うんですけど、まとめ方はある程度共通していないと、分科会ごとにみんな表現とか軸が。

伊藤副会長 様式だけ決めていただければ、という確認は前回させていただきました。あまりばらばらだったり、枚数が違ったり、色が違ったりということがなければ、指定した様式にしたがって多少分科会ごとの差があるのはよろしいですねということで確認しています。

杉岡会長 だから、フォーマットはまだ決まっていないんですね。

事務局（調整課調整担当係長） 先ほど申し上げましたように、明日以降、他の分科会がありますので、その中でも個々に議論されると思います。今日の共生分科会の中で伊藤先生がお示しされたのも一つの枠組みかとは思いますが。ある程度共通の部分も必要かと思えますし、分科会それぞれ特徴がある部分も出てくると思えます。事務局ではそこをこれから検討させていただいて、その上でということになると思えます。

杉岡会長 そこら辺をうまく調整しないと、Q & Aの扱いについても整理しきれないと思えます。

事務局（調整課調整担当係長） それについては、他の分科会の状況を見て。

杉岡会長 何せ、どんな形で文書化していくのかイメージがあまりはっきりしていないので。

それでは一応、私のほうからも。伊藤先生が提言みたいなものを取りまとめてくださるということになっているんですけども、第3回全体会議で配布された中間報告の具体的な提案項目についてもある程度盛り込めるほうがいいと思うのですね。

伊藤副会長 どの提案ですか。

杉岡会長 つまり、具体的な項目を挙げていますよね。「地域の公共施設を情報・相談拠点として有効に活用」その他、具体的なことはほとんど入っていますので、それを入れるべきかどうか。それで、皆さんにお伺いしたいのですが、伊藤先生の案は非常に散発的になっていて、提言の具体性がまだ十分ではない。私たちの発言を確実に指摘している全体会議で配布された中間報告がありますが、この内容について十分組み込みをしてもらうことが前提になると思えます。それについて反対の方は意見を述べてください。

ほかの委員の意見をお聞きしたいと思うのですが、柴川さん、どうですか。つまり、伊藤先生は提言書に全体会議での中間報告は必要がないと言っておられるんですが、僕はそれは困ると思ったのです。柴川さんはどうですか。

柴川委員 具体的なものをもう少し盛り込んでもらいたいという要望でもいいのですか。全体会議の資料にあったいろいろな具体的なものも、ここに盛り込むというような。

柴川委員 伊藤先生の資料に入れるとなると、ものすごく膨大になるのでしょうか。

杉岡会長 膨大になるかどうかは別にして、それが必要かどうかということが問題になってきます。

柴川委員 それを2つのものとして出すか、一つにまとめてここに盛り込んでしまうかということですか。

杉岡会長 いや、最終的な報告書のまとめ方はまだ別にスタイルが決まってきて、この表を出すわけではないです。基本的には提言書というのは文章化されていくわけですので。私はこれまで各委員が発言された具体的な提案についてきちんと盛り込まなければおかしいと思っているんですが、要約として集約されてしまうという問題ですね。

柴川委員 具体的なものも盛り込むことができるのであれば、そのようにしていただいたほうがいいんじゃないでしょうか。

杉岡会長 岩田さんはどうでしょうか。

岩田委員 さっきと同じことを言うことになるかもしれないんですが、この全体会議で出てきた中間報告を伊藤先生の表に盛り込んだらすごいことになると思うんですね。でも、これが市の素案を書き直す段階で盛り込んでもらえたらいいのかな。そうなったときに、この伊藤先生につくってもらった表には、市が素案を書き直す際に、やっぱりこれは入れられないというものでも、意見の中でも絶対に残したい、絶対にここは譲れない、さらに強化してほしいものを入れるというふうに表の位置付けをしていく。でなければ、市の素案をも包摂するようなキーワードも含めて、いくら大きくなってもいいから、というふうにしていくか。やっぱりこの市の素案との整合性で決まっていくのかなというイメージがあるのですが。

杉岡会長 市の素案を書き直すのは、私はちっとも問題ではないと思います。

岩田委員 そのときに、市は「書き直してくださいね」というたたき台を出してきたので、それを私たちに評価したり「これはこう直したほうがいい」と言う。そのときに、市から、全体会議に出た報告の中で「絶対にこれは盛り込めません」ということを逆に言ってもらえるのであれば、会議の中で「その中でもこのキーワードは盛り込みましょう」という話になるだろうし。

伊藤副会長 一つ質問をしていいですか。この中間報告で盛り込む部分はどこですか、「3 当面の重点的な取組み」ですか、「4 行政施策の提案」ですか。

杉岡会長 すべてにわたって、今まで私たちが話し合った中で具体的なものについては、提言書に入れてもらわないと困るなということです。

黒田委員 除かれてしまったら、なぜ議論し合ったのかということになってしまう。

伊藤副会長 いえ、だから、具体的に「ここにこういうふうに入れてください」とおっしゃってくだされば入れますが、私がここから拾って入れるということになると、ちょっと私の概念が違いすぎるので。ですから「こういう話が欠けている」とどんどんおっしゃっていただきたい。

杉岡会長 要するに、この表にこちらの表類を一緒にくっつけてくれればそれでいいと思います。

伊藤副会長 それは無理では。ですから、まず研究者の2人は、文章にしてつくってください。ほかの公募委員の方は私が作文しますので「こういうことを入れてください」とおっしゃってください。お二人は、文章案ということで、ここに書き込めるような形にまでおつくりになってお渡してください。

杉岡会長 いや、そうではなく、具体的に発言されたものを個別に載せなければいけないわけです。

伊藤副会長 それならば、この2枚を重ねて出せばいいのでは。

杉岡会長 そういうことですね。

伊藤副会長 そうですよ。私はそれで全く異存はないですよ。

杉岡会長 基本的には、そういうことで網羅的にやっていかなければ、正確に意見として反映されない。そういうことで、燕委員もいいですか。

燕委員 入れるのはいいのですが、このまとめ方がとても私は……。

杉岡会長 まとめ方は別ですけどね。要するに、話した具体的な提案事項については、記録として残しておかないと。

燕委員 何回も言ったように、課題までは言っていた気はしますけれど、私は取り組みとか行政施策の提案とか、手法と仕組みとか、話し合った気はないんですね。だから、意見を入れてもらうのはいいですけど、この枠はとっぱらってほしいと思います。

伊藤副会長 私はむしろ2つ並べて、A案、B案という形でお出しいただくのは全く構わないです。

杉岡会長 並べ方というよりは、具体的な発言の項目について……。

燕委員 そうです。それはいいしてほしいと思います。まとめ方について、私は納得していません。

杉岡会長 では、伊藤先生がまとめていただくものはそれとして、整理してもらえばいいですね。

伊藤副会長 両論併記ということですよ。

杉岡会長 いえ、両論が存在するわけではないので 記録として残すということですね。

伊藤副会長 それだと書き方だけは決めてもらわないと。

杉岡会長 先ほど言いましたように、ほかの分科会との関係もありますので、様式が決まってからでいいと思います。

伊藤副会長 ただ、ほかの分科会はこうしたものは出してないですよ。出すとしたら「この分科会だけ足並みがそろわずに申し訳ございません」と出す形にしてほしい。

杉岡会長 資料として載せればいいのです。

伊藤副会長 資料としてですか、試案でですか、Q & Aでですか。もうちょっと説明してください。

黒田委員 それも10日間の間で出せばいいのではないですか。

伊藤副会長 今日このままのものでいいのか、それとも全体会議に統一された形を出すべきか、今日決めてくださいということだと思っております。

杉岡会長 Q & Aというやり方は分かりやすいとは思いますが、これは提言とは違いますよね。だから、これは資料として残すことに問題はない。Q & Aが提言を表現しているのですか。

伊藤副会長 違います。これを今日だけの資料とするのか、それとも、全体会議の報告もこれで作るのかということ。そして、その場合には書き換える必要がありますかということです。書き換えずにただ添付して出すのでいいとおっしゃっていただくと、私は大変楽です。

杉岡会長 私の意見を申しますと、非営利組織の活動の質を行政が評価するような書き

方は避けてほしいと思います。あくまでもこれは非営利組織として自分たちでやっているわけだから。

伊藤副会長 はい、そうですね。「市民の協力を得る」という書き方になっていますが、「市民が主体に」という言葉にということですね。

杉岡会長 むしろ、自分たちで評価し合うということです。行政が必要なものを採用したり気に入った非営利組織だけに金を出すというやり方に陥るのはよくないということと、もう一つは、NPO団体の最近の合意としては、安いということと非営利民間組織ということをリンクさせてもらっては困るということです。やっぱり、非営利組織も専門的なサービスをするものについてはそれなりの評価をしていかなければいけないので「非営利組織＝安いサービス」と直結されると、非営利組織のあり方が歪められてしまうということが最近の一つの見解になっています。要するに、それぞれふさわしいコストを提供していくということです。だから、安上がりというふうに直結されるとちょっと困るということです。

伊藤副会長 Q & Aのままでいいですか。

杉岡会長 その方が分かりやすいのであれば。次回もQ & Aを考えたいという提案があれば、照会していただいたり自分でつくっていただいて構わないと思います。

伊藤副会長 10日以内でお願いします。公募委員のお三方は抽象的に「こういうものを入れてほしい」とおっしゃってくだされば、それに応じて考えておつくりしたいと思います。

杉岡会長 ほかに何か報告することとかありますか。

事務局（国保年金課長） 国民健康保険の関係について、伊藤委員には非常に高い見識を持っていただいております。改善が必要だご提言いただいておりますが、試算では、保険料負担の問題が「健康づくり」という項目の中で取り上げられていますが、それは一般市民にとって分かりづらいのではないかと思います。

また、国民健康保険はもっと大きなフレームの中で論じていく課題ではないかと思っております。そういうふうに考えると、必ずしもこの分科会の報告になるのか、と思えます。

先生の知見というのは、いわゆる高い保険料の問題というのは、資格証明書の発行というようなことで医療のアクセスが阻害され、それが健康に影響しているという話だと思っております。今、健康づくりという視点から一番重要になっているのは、病気になっても医療に頼らないというところです。そのへんが、ちょっと視点が異なっているのではないかと思います。

ですから「賦課方式の改正」と提言ではなっていますが、これが「健康づくり」ということになると、一般の人には分かりにくいので、もしそのへんの視点があるのであれば、別の形で提案をされるとか、議論される形になると思うのです。

伊藤副会長 ご意見は承りました。ありがとうございます。

杉岡会長 それでは、時間になりましたので、今日はこの辺で閉会させていただきたい  
と思います。後は第4回の議論の中で修正、あるいは追加を出し、それを全体会議で反  
映できるように検討していきたいと思います。

それでは今日はこれで終わります。ありがとうございました。